

杉並区南北バス（阿佐ヶ谷－浜田山路線）運行協定書

杉並区（以下「甲」という。）と京王バス東株式会社（以下「乙」という。）は、平成12年3月10日付の覚書に基づき、JR中央線阿佐ヶ谷駅と京王井の頭線浜田山駅を結ぶバス路線（以下「南北バス（阿佐ヶ谷－浜田山路線）」という。）の運行に関して、次のとおり運行協定（以下「協定」という。）を締結する。

（運行期間及び運行計画）

- 第1条 南北バス（阿佐ヶ谷－浜田山路線）の運行期間は通年とする。
- 2 乙は、別紙のとおり運行を行うものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、年末年始は別紙土・休日ダイヤでの運行とし、その期間については、別途協議する。
 - 4 乙は、不可抗力又はやむを得ない理由により南北バス（阿佐ヶ谷－浜田山路線）の運行ができない場合は、甲へ連絡するものとする。

（免許及び認可申請）

- 第2条 南北バス（阿佐ヶ谷－浜田山路線）の運行（以下「南北バス（阿佐ヶ谷－浜田山路線）事業」という。）に係る免許申請及び認可申請は、道路占用に係るものを除き乙が行うものとする。

（補助金の算定期間）

- 第3条 南北バス（阿佐ヶ谷－浜田山路線）事業の補助金の算定期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

（補助金の算定方法）

- 第4条 補助金の額は、運行経費から運賃及び広告収入を差し引いた収支欠損額に相当する額とし、甲の予算の定める額を限度とする。

- 2 運行経費の算定については、次に定める事項によるものとする。

- (1) 人件費
- (2) 燃料油脂費
- (3) 車両修繕費
- (4) その他経費
- (5) 一般管理費等
- (6) 適正利潤

- 3 南北バス（阿佐ヶ谷－浜田山路線）事業により剰余金が生じた場合については、別途協議する。

（補助金の支払い）

- 第5条 乙は、前条で算定された額を甲に請求するものとする。

2 甲は乙の請求に基づいて所定の手続を行い、速やかに補助金を支払うものとする。
(その他の負担)

第6条 甲は、第4条に定める補助のほか次に定める事項に関して負担する。

- (1) 運行に使用する専用のバス車両5台の購入費、購入時に要する法定費用及び諸費用
- (2) バス車両の自動車継続検査時に要する法定費用及び諸費用
- (3) バス起終点の敷地使用料及びバス停留所施設標識の設置(時刻表を除く。)
- (4) 運行経路の安全対策
- (5) 南北バス(阿佐ヶ谷-浜田山路線)の運行を起因とする道路損傷の補修
- (6) 利用促進に関する各種広報
- (7) コミュニティボードの利用及び貸出用雨傘に関すること。
- (8) 利用者の実態調査に関すること。
- (9) 運行開始式典等に関すること。

2 乙は、次に定める事項に関して負担する。

- (1) 人件費、燃料油脂費、車両修繕費、回数乗車券、任意保険、一般管理費等運行に要する諸経費
- (2) 道路管理者への通行認定申請に関すること。
- (3) バス起終点の乗り入れ料及びバス停留所施設標識の維持管理及び清掃
- (4) 時刻表の維持管理及び運行時刻変更等運行に関する周知
- (5) 広告の取扱いに関すること。
- (6) バス車両の修理及び消耗器材の交換等車両の維持管理に関すること。
- (7) バス車両の継続検査(前項第2号に定めるものを除く。)
- (8) 乗務員の雇用に関すること。
- (9) その他南北バス(阿佐ヶ谷-浜田山路線)事業に必要とする業務及び負担
(バス車両の無償貸与)

第7条 南北バス(阿佐ヶ谷-浜田山路線)事業に使用するバス車両及びバス停留所施設標識は、甲の所有とし、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例(昭和39年杉並区条例第2号)第7条の規定に基づき、この事業が存続する限りにおいて、乙に無償で貸付けるものとする。

2 乙は、貸付けを受けたバス車両について十分な安全点検及び維持管理を行い、安全運行を行うものとする。

3 乙は、バス車両の安全点検、維持管理及び運行に関して、重大かつ明白な過失によりバス車両に修復不能の損害を与えた場合は賠償の責任を負う。

(バス運行の報告)

第8条 乙は甲に対し、毎月バス利用者数、運賃収入等、南北バス(阿佐ヶ谷-浜田山路線)の運行状況の報告をするものとする。

2 甲は乙に対し、必要に応じて南北バス(阿佐ヶ谷-浜田山路線)の運行状況の報告を求めることができるものとする。

(事故に対する責任分担)

第9条 南北バス(阿佐ヶ谷-浜田山路線)の運行に起因する事故について、甲は自動車損害賠償責任保険の範囲において、賠償の責任を負う。

2 乙は甲が前項により負担する賠償の責任以外の全ての責任を負う。

3 乙は南北バス(阿佐ヶ谷-浜田山路線)の運行に関して事故が生じたときは、甲に対し速やかに口頭で報告し、遅滞なく事故報告書を提出するものとする。

(協定の解除)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、協定を解除することができる。

(1) 乙の責任に帰すべき理由により、この事業の履行の見込みがないと認められたとき。

(2) 乙がこの協定の履行にあたり、不正な行為をしたとき。

(3) 乙が正当な理由に基づき、この事業の解除を申し出たとき。

2 前項に定めるもののほか、甲は運行実績又は情勢の変化等により、この事業の存続が不可能と判断した場合は、この協定を解除することができる。

3 甲が協定を解除する場合は、解除日の3か月前までに乙に文書をもって通知するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結日から平成17年3月31日までとする。

2 翌年度以降については、3か月前までに解除又は変更の申し出がない限り1年間継続するものとし、以後この例による。

(協定に定めのない事項)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成16年4月1日

甲 杉 並 区 長 山 田 宏

乙 京王バス東株式会社 常 陸 正 典
代 表 取 締 役

「別 紙」

南北バス（阿佐ヶ谷－浜田山路線）運行系統表

系統 番号	運 行 系 統		料 程 (km)	運 行 回 数 (* 1)		始 終 発 (* 2)		運 転 間 隔	備 考
				平 日	土・休 日	平 日	土・休 日		
1	阿佐ヶ谷駅南口 ～浜田山駅北口	阿佐ヶ谷駅発	3.9	49回	45回	8:00 20:00	8:00 19:00	15分	
		浜田山駅発		53回	45回	7:30 20:30	8:00 19:00		
2	阿佐ヶ谷駅南口 ～永福町車庫	阿佐ヶ谷駅発	6.1	4回	2回	20:15 21:00	19:15 19:30		浜田山駅経由 (入庫のみ)

(* 1) 片道の回数

(* 2) 上段が始発、下段が終発